

(第59号議案)

中野区スポーツ・コミュニティプラザ条例新旧対照表

改正案	現行																												
<p>第1条 (略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 プラザの名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中野区中部スポーツ・コミュニティプラザ</td> <td>東京都中野区中央三丁目19番1号</td> </tr> <tr> <td>中野区南部スポーツ・コミュニティプラザ</td> <td>東京都中野区弥生町五丁目11番26号</td> </tr> <tr> <td>中野区鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ</td> <td>東京都中野区白鷺三丁目1番13号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施設)</p> <p>第2条の2 プラザに設置する施設は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中野区中部スポーツ・コミュニティプラザ</td> <td>屋外運動広場 体育館 多目的ルーム トレーニングルーム</td> </tr> <tr> <td>中野区南部スポーツ・コミュニティプラザ</td> <td>体育館 多目的ルーム トレーニングルーム 温水プール</td> </tr> <tr> <td>中野区鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ</td> <td>体育館 多目的ルーム 第一会議室 ミーティングルーム 温水プール</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定管理者による管理)</p>	名称	位置	中野区中部スポーツ・コミュニティプラザ	東京都中野区中央三丁目19番1号	中野区南部スポーツ・コミュニティプラザ	東京都中野区弥生町五丁目11番26号	中野区鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ	東京都中野区白鷺三丁目1番13号	名称	施設	中野区中部スポーツ・コミュニティプラザ	屋外運動広場 体育館 多目的ルーム トレーニングルーム	中野区南部スポーツ・コミュニティプラザ	体育館 多目的ルーム トレーニングルーム 温水プール	中野区鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ	体育館 多目的ルーム 第一会議室 ミーティングルーム 温水プール	<p>第1条 (略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 プラザの名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中野区中部スポーツ・コミュニティプラザ</td> <td>東京都中野区中央三丁目19番1号</td> </tr> <tr> <td>中野区南部スポーツ・コミュニティプラザ</td> <td>東京都中野区弥生町五丁目11番26号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施設)</p> <p>第2条の2 プラザに設置する施設は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中野区中部スポーツ・コミュニティプラザ</td> <td>屋外運動広場 体育館 多目的ルーム トレーニングルーム</td> </tr> <tr> <td>中野区南部スポーツ・コミュニティプラザ</td> <td>体育館 多目的ルーム トレーニングルーム 温水プール</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定管理者による管理)</p>	名称	位置	中野区中部スポーツ・コミュニティプラザ	東京都中野区中央三丁目19番1号	中野区南部スポーツ・コミュニティプラザ	東京都中野区弥生町五丁目11番26号	名称	施設	中野区中部スポーツ・コミュニティプラザ	屋外運動広場 体育館 多目的ルーム トレーニングルーム	中野区南部スポーツ・コミュニティプラザ	体育館 多目的ルーム トレーニングルーム 温水プール
名称	位置																												
中野区中部スポーツ・コミュニティプラザ	東京都中野区中央三丁目19番1号																												
中野区南部スポーツ・コミュニティプラザ	東京都中野区弥生町五丁目11番26号																												
中野区鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ	東京都中野区白鷺三丁目1番13号																												
名称	施設																												
中野区中部スポーツ・コミュニティプラザ	屋外運動広場 体育館 多目的ルーム トレーニングルーム																												
中野区南部スポーツ・コミュニティプラザ	体育館 多目的ルーム トレーニングルーム 温水プール																												
中野区鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ	体育館 多目的ルーム 第一会議室 ミーティングルーム 温水プール																												
名称	位置																												
中野区中部スポーツ・コミュニティプラザ	東京都中野区中央三丁目19番1号																												
中野区南部スポーツ・コミュニティプラザ	東京都中野区弥生町五丁目11番26号																												
名称	施設																												
中野区中部スポーツ・コミュニティプラザ	屋外運動広場 体育館 多目的ルーム トレーニングルーム																												
中野区南部スポーツ・コミュニティプラザ	体育館 多目的ルーム トレーニングルーム 温水プール																												

第2条の3 (略)

2 区長は、前項の規定により指定管理者にプラザの管理を行わせようとするときは、中野区公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成16年中野区条例第2号)第3条及び第4条の規定にかかわらず、公募によらずに当該指定管理者の候補者を選定することができる。

第2条の4・第3条 (略)

(休館日)

第4条 プラザの休館日は、次の表のとおりとする。

名称	休館日
中野区中部スポーツ・コミュニティプラザ及び中野区南部スポーツ・コミュニティプラザ	1 毎月第1月曜日及び第3月曜日(当該月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下単に「休日」という。)に当たるときは、その直後の休日でない日)
	2 1月1日から同月3日まで
	3 12月29日から同月31日まで
中野区鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ	1 毎月第4月曜日(当該月曜日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日)
	2 1月1日から同月3日まで
	3 12月29日から同月31日まで

2・3 (略)

(開館時間)

第2条の3 (略)

第2条の4・第3条 (略)

(休館日)

第4条 プラザの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 毎月第1月曜日及び第3月曜日(当該月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その直後の休日でない日)
- (2) 1月1日から同月3日まで
- (3) 12月29日から同月31日まで

2・3 (略)

(開館時間)

第5条 プラザの開館時間は、次の表のとおりとする。

名称	開館時間
中野区中部スポーツ・コミュニティプラザ	午前9時30分から午後8時45分まで
中野区南部スポーツ・コミュニティプラザ	午前9時30分から午後11時まで
中野区鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ	午前9時（7月及び8月においては、午前7時）から午後10時45分（日曜日及び休日においては、午後9時45分）まで

2・3 （略）

第6条～第20条 （略）

附 則 （略）

別表（第12条、第18条関係）

1 中野区中部スポーツ・コミュニティプラザ

(1) （略）

(2) 個人使用

単位時間	限度額
	施設名
	トレーニングルーム
2時間以内	一般（高校生以上）400円

備考 単位時間を超過した場合の限度額は、超過時間2時間（2時間に満たない場合は、2時間とする。）につき単位時間2時間以内の限度額とする。

2 中野区南部スポーツ・コミュニティプラザ

(1) （略）

第5条 プラザの開館時間は、次の表のとおりとする。

名称	開館時間
中野区中部スポーツ・コミュニティプラザ	午前9時30分から午後8時45分まで
中野区南部スポーツ・コミュニティプラザ	午前9時30分から午後11時まで

2・3 （略）

第6条～第20条 （略）

附 則 （略）

別表（第12条、第18条関係）

1 中野区中部スポーツ・コミュニティプラザ

(1) （略）

(2) 個人使用

単位時間	限度額
	施設名
	トレーニングルーム
2時間以内	一般（高校生以上）400円

2 中野区南部スポーツ・コミュニティプラザ

(1) （略）

(2) 個人使用

単位時間	限度額	
	施設名	
	トレーニングルーム	温水プール
2時間以内	一般（高校生以上） 400円	—
1時間以内	—	一般（高校生以上）350円 中学生以下200円

備考

- 1 温水プールに係る就学前の幼児の利用については、無料とする。
 - 2 トレーニングルームに係る単位時間を超過した場合の限度額は、超過時間2時間（2時間に満たない場合は、2時間とする。）につき単位時間2時間以内の限度額とする。
 - 3 温水プールに係る単位時間を超過した場合の限度額は、超過時間1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）につき単位時間1時間以内の限度額とする。
- 3 中野区鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ

(1) 団体使用

ア 体育館

単位時間	限度額		
	平日	土曜日	日曜日及び休日
午前9時～午後0時	21,900円	26,400円	26,400円
午後1時～午後5時	30,500円	36,800円	36,800円
午後6時～午後8時	23,400円	28,200円	42,300円

(2) 個人使用

単位時間	限度額	
	施設名	
	トレーニングルーム	温水プール
2時間以内	一般（高校生以上） 400円	—
1時間以内	—	一般（高校生以上）350円 中学生以下200円

時30分(日曜日及 び休日においては、 午後9時45分)			
午後9時～午後1 0時30分	10,000円	11,900円	—

備考

- 1 体育館は、床面の2分の1ずつに分割して使用することができる。この場合において、当該体育館の使用に係る限度額は、この表に定める限度額の100分の50に相当する額とする。
- 2 附帯設備の使用に係る限度額は、単位時間ごとに400円とする。
- 3 この表において「平日」とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。

イ 温水プール

区分	単位時間	限度額
1コース	1時間以内	3,000円
全コース	1時間以内	20,800円
子供用プール	1時間以内	2,100円

ウ 多目的ルーム

単位時間	限度額
午前9時～午後0時	910円
午後1時～午後3時	520円
午後3時30分～午後5時30分	520円
午後6時～午後8時30分(日曜日 及び休日においては、午後9時)	770円(日曜日及び休日においては、 910円)
午後9時～午後10時30分(日曜	520円

日及び休日を除く。)

備考 附帯設備の使用に係る限度額は、単位時間ごとに400円とする。

エ 第一会議室

単位時間	限度額
午前9時～午後0時	520円
午後1時～午後5時	770円
午後6時～午後8時30分(日曜日及び休日においては、午後9時)	520円
午後9時～午後10時30分(日曜日及び休日を除く。)	260円

備考 附帯設備の使用に係る限度額は、単位時間ごとに400円とする。

オ ミーティングルーム

単位時間	限度額
午前9時～午後0時	520円
午後1時～午後3時30分	390円
午後4時～午後6時30分	390円
午後7時～午後9時	390円

(2) 個人使用

ア 体育館

単位時間	限度額
午前9時～午後0時	各単位時間1回につき
午後1時～午後5時	一般(高校生以上) 360円
午後6時～午後8時30分(日曜日)	中学生以下 170円

及び休日においては、午後9時45分)
午後9時～午後10時30分(日曜日及び休日を除く。)

イ 温水プール

単位時間	限度額
2時間以内	一般(高校生以上) 600円 中学生以下 280円
1時間以内	一般(高校生以上) 300円 中学生以下 140円

備考

- 1 就学前の幼児の利用については、無料とする。
- 2 単位時間を超過した場合の限度額は、超過時間1時間(1時間に満たない場合は、1時間とする。)につき単位時間1時間以内の限度額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の3に1項を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の中野区スポーツ・コミュニティプラザ条例の規定による中野区鷺宮スポーツ・コミュニティプラザの施設及び附帯設備(器具を含む。)の使用に係る手続その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

